



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

11
2020

いつもお世話になっております。
秋も深まり冷え込んで参りました。
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。-
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

トピックス

年末調整の電子化対応スタート

年末調整の電子化に対応した国税庁のソフトが10月に公開されました。従業員が作成する保険料控除申告書などを作成するソフトでは、質問に答えることで作成すべき控除申告書が分かる「控除ナビ」の機能のほか、控除額の自動計算や扶養親族の生年月日入力で特定扶養親族の有無を自動判定する機能もあります。ソフトは①Windows版、②Mac版、③Android版、④iOS版があり、①と②は国税庁ホームページか公式アプリストアで、③と④は公式アプリストアから無料でダウンロードできます。

このほか、マイナポータルと連携することで控除証明書などの必要書類データを一括取得して各種申告書に自動入力できる仕組みも始まりました。マイナポータルは政府が運営する個人サイトで、マイナンバーの取得が前提のサービスです。2万円の買い物で5千円のポイントがつくマイナポイント制度と同様、マイナンバーカードの普及に向けた施策の一環で、低迷する取得率を上げるための必死さが伝わってきます。

さらに10月28日からは、AIによる税務相談が始まります。「チャットボット」と呼ばれるもので、これは「チャット（会話）」と「ロボット」を併せた造語です。質問内容を入力すると、チャットボットの「税務職員ふたば」が年末調整の相談に応じます。24時間いつでも質問可能です。来年1月中旬からは所得税の確定申告の相談も開始する予定ということです。

なお年調ソフトやマイナポータル連携、チャットボットの詳細については、国税庁のホームページの「令和2年分からの年末調整の簡便化について」で解説されています。

新型コロナFAQ

国税庁 PCR検査費用の医療費控除の適否を明示

新型コロナウイルス感染症の収束が秋に入っても見えてこないなか、ここにきて自腹によるPCR検査の普及に伴い検査人数も増加傾向にあります。そこで気になるのが、PCR検査費用は医療費控除の対象となるのかどうかということですが、このほど国税庁は、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応などの当面の税務上の取扱いFAQ」を更新し、検査費用と医療費控除について見解を示しました。

それによると医療費控除の対象となる医療費は(1)医師等による診療や治療のために支払った費用、(2)